

参 考 資 料

1	消費者基本計画の概要	66
2	消費者行政主要組織図	67
3	福岡県消費者行政関連施策体系	68
4	消費者基本法	69
5	消費者安全法	73
6	福岡県消費生活条例	87
7	福岡県消費生活条例の体系	93
8	福岡県消費者行政活性化基金条例	94
9	福岡県生活安全課・消費生活センターの業務	95
10	福岡県の消費者行政のあゆみ	96
11	令和4年度市町村消費者行政担当部署	98
12	県内の消費生活センター・相談窓口	102

第4期消費者基本計画の概要

【第1章 消費者基本計画について】

1. 消費者問題の歴史と消費者基本計画策定までの経緯
2. 消費者庁・消費者委員会設置とその後10年間の消費者政策の展開
3. 新たな消費者基本計画の策定

【第2章 消費者政策をめぐる現状と課題】

<現状認識>

1. **ぜい弱な消費者の増加など消費者の多様化**
 - 高齢化の進行等
 - 成年年齢の引下げ
 - 世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等
 - 訪日外国人・在留外国人による消費増加
2. **社会情勢の変化**
 - コロナ禍における「新しい生活様式」の実践
 - デジタル化の進展・電子商取引の拡大
 - 自然災害の激甚化・多発化
 - 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた機運の高まり

<課題分析>

- ぜい弱な消費者の増加や一時的弱者の発生を踏まえ、重層的かつきめ細かな対策を講じる必要
- デジタル化の進展による電子商取引の拡大を踏まえ、政策面・制度面からの対応が必要
- 持続可能な社会の実現に向け、消費者と事業者との「協働」を促す必要

【第3章 政策の基本方針】

1. **消費者政策において目指すべき社会の姿等**
 - (1) 消費者の安全・安心の確保
 - (2) 誰一人取り残さない社会的包摂の実現
 - (3) 未来の創造等に向けた消費生活の実現
 - (4) 多様な主体の連携による重層的な体制の整備
2. **今期計画における消費者政策の基本的方向**
 - (1) **消費者被害の防止**
 - ・厳格な法執行等による消費者保護
 - ・消費者が必要な情報を得られる環境整備
 - ・消費者の特性に応じたアプローチ
 - (2) **消費者の自立と事業者の自主的取組の加速**
 - ・消費者教育その他の普及啓発
 - ・事業者の自主的な取組支援の枠組み構築
 - (3) **協働による豊かな社会の実現**
 - ・持続可能な社会の形成
 - ・消費者と事業者とのWIN-WIN関係の構築
 - ・協働を支える地域の枠組みの構築
 - (4) **デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応**
 - ・デジタル化により実現するSociety5.0への対応
 - ・国際化の進展への対応
 - (5) **「新しい生活様式」の実践や災害時への対応**

【第5章 重点的な施策の推進】

- (1) **消費者被害の防止**
 - ・消費者の安全の確保
 - ・取引及び表示の適正化等
 - ・ぜい弱性等を抱える消費者の支援
 - ・消費者の苦情処理等のための枠組み整備
- (2) **消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革促進**
 - ・食品ロス削減等
 - ・環境の保全
 - ・その他の持続可能な社会形成に資する取組
 - ・事業活動におけるコンプライアンス向上
- (3) **「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応**
 - ・「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応
 - ・デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立
 - ・消費生活の国際化の進展への対応
- (4) **消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施**
 - ・消費者教育の推進
 - ・消費者政策の啓発活動の推進
- (5) **消費者行政を推進するための体制整備**
 - ・消費者の意見の反映と消費者政策の透明性確保
 - ・国等における体制整備・地方における体制整備

【第4章 政策推進のための行政基盤の整備】

情報

- ・PIO-NETの刷新
- ・事故情報等の一元化
- ・ICTの導入 等

人材

- ・消費生活相談員
- ・見守りネットワーク構成員（消費生活協力員等）
- ・消費者教育データ等

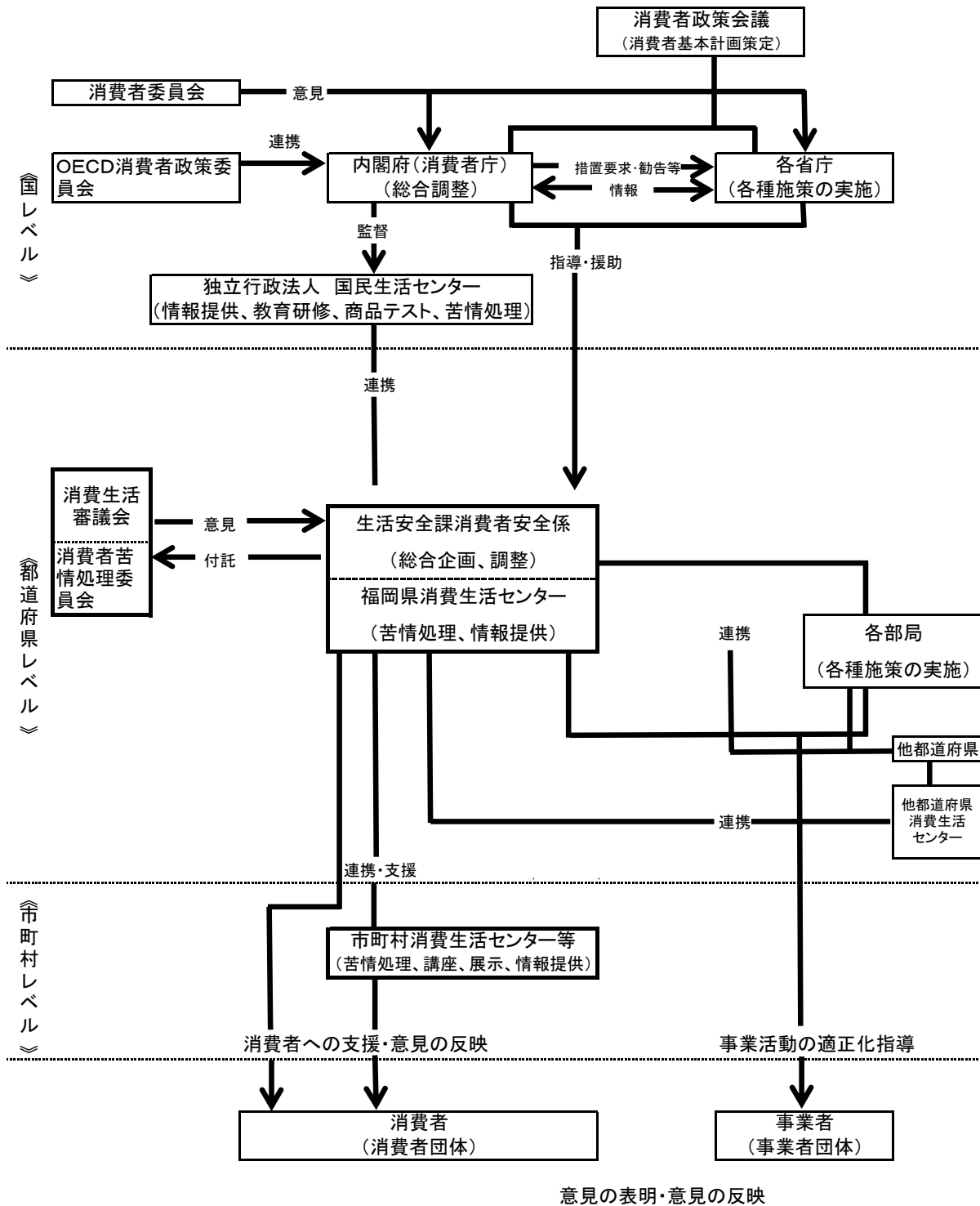
財政

- ・地方への財政支援
- ・地方での自主財源確保への働きかけ
- ・モデル事業の展開 等

法令等

- ・法令、自主規制
- ・徳島県に「新未来創造戦略本部」を発足 等

消費者行政主要組織図



福岡県消費者行政関連施策体系

消費生活の安定及び向上	消費者行政の企画・調整	総合調整等 (p6)	◎福岡県消費生活審議会の運営 ◎福岡県消費者行政推進事業
		消費者行政関係機関等との連携 (p6-7)	◎福岡県消費者安全確保地域協議会 ◎市町村との連絡会議 ●福岡県消費者安全確保地域協議会 (地域会) ★消費者安全確保地域協議会の設置促進 ○福岡県食品安全・安心委員会 ○福岡県食品の安全・安心推進会議
	消費生活の安全性の確保	商品・サービスの安全性の確保 (p7-8)	★消費生活用製品安全法に基づく監視指導 ○生活衛生関係営業施設等の指導 ○食品衛生対策 ○食肉衛生事業 ○有害物質等を含有する家庭用品の監視指導 ○毒物・劇物の監視指導 ○医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器等の監視指導 ○動物用医薬品・動物用医薬部外品・動物用医療機器等の監視指導 ◎県消費生活条例に基づく商品等に係る危害防止 ●危険・危害情報の提供 ○貸金業法に基づく貸金業務の適正な実施 ○農産物の安全性の確保 ○福祉サービス第三者評価事業の推進
		生活環境の安全性の確保 (p8-9)	○高圧ガス関係保安対策 ○火薬類保安対策 ○電気保安対策 ○農薬取締 ○飼料取締 ○家畜衛生及び人獣共通感染症対策
	消費者取引の適正化	事業活動の適正化 (p9-10)	★訪問販売等に関する不当な取引行為の指導取締り ★前払式特定取引業者の指導監督 ★ゴルフ場等の会員契約に関する不当な行為の監視指導 ★県消費生活条例に基づく不当な取引行為の監視指導 ◎二セ電話詐欺対策推進事業 ○適正な計量の実施を確保するための指導取締り ○宅地建物取引業者の適正指導 ○有料老人ホームの指導 ○介護サービス事業者の指導 ○介護員養成研修実施機関の指導 ○障がい福祉サービス事業者の指導 ○旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業の登録事務 ○農産物検査登録検査機関の指導監督
		表示の適正化 (p10-11)	★不当景品・不当表示の監視指導 ★家庭用品品質表示法に基づく監視指導 ○直売所等巡回調査 ○食品表示法 (品質表示) 情報受付 ○食肉のトレーサビリティの推進 ○米のトレーサビリティの推進 ○食品の栄養表示に関する指導及び普及啓発
		価格監視・需給の安定 (p11)	●生活関連商品等の価格動向等の調査 ○野菜価格安定対策 ○畜産物の価格安定対策
	生活相談体制の充実・整備	消費生活相談体制 (p12)	●県消費生活センターにおける消費生活相談への対応 ●巡回相談及び経由相談による市町村支援 ●法律相談事業 ●消費生活相談に伴う商品テスト依頼 ◎消費者苦情処理に係る調停 ◎消費者訴訟資金の貸付け
		各種生活相談体制 (p12-16)	○男女共同参画センターにおける相談事業 ○福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口 ○重層的支援体制整備事業 ○福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業) ○家計改善支援事業 ○福岡県国民健康保険団体連合会における介護保険苦情処理事業 ○福岡県運営適正化委員会における福祉サービス苦情解決事業 ○再生可能エネルギー・コージェネレーション総合相談窓口 ○福岡県医療相談支援センター ○県民相談 ○住宅相談 ○耐震・バリアフリーアドバイザー派遣事業
		多重債務問題への取組 (p16)	◎福岡県消費者安全確保地域協議会 (多重債務問題対策部会) ◎ヤミ金融対策のための連携強化
	主体的・自立的な消費者になるための支援	消費者への情報提供の充実 (p16-17)	●多様な媒体 (インターネット等) による消費者情報の提供・啓発資料の作成 ●消費者サロンの設置・活用 ●高齢者向け情報提供 ●消費者被害の最新情報の提供 ○介護サービス情報の公表 ○地域密着型サービス外部評価 ○ギャンプル等依存症対策事業 ○医薬品等に関する知識の普及 ○住宅情報提供推進 ○モデル住宅の展示 ○住宅の品質確保の促進に関する情報提供 ○各種広報媒体等による情報提供
		消費者教育・啓発の推進 (p18)	◎消費者教育推進連絡会議の運営 ●高齢者・障がい者の消費者被害防止事業 ●大学・専門学校職員向け研修 ●消費者教育人材育成研修 ●消費生活サポーター育成事業
消費者組織の活動推進 (p18)		◎消費生活協同組合の監督・育成	
物価情報提供 (p18)		○各種物価関係の統計調査	
環境に配慮した生活スタイルの推進 (p19-20)		○再生可能エネルギー・コージェネレーションに関する情報の提供 ○自主的な環境保全の取組の促進 ○地球温暖化対策推進 ○ごみ減量化促進対策 ○食品ロス削減の推進 ○プラスチック資源循環の促進	

★は生活安全課・消費生活センター所管 ◎は生活安全課所管 ●は消費生活センター所管

消費者基本法

昭和43年5月30日法律第78号
(最終改正) 令和3年5月19日法律第36号

- 第1章 総則(第1条—第10条の2)
- 第2章 基本的施策(第11条—第23条)
- 第3章 行政機関等(第24条—第26条)
- 第4章 消費者政策会議等(第27条—第29条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状况に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第5条 事業者は、第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
 - 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
 - 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
 - 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
 - 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第9条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第10条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

- 2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条の2 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第11条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第12条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第13条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第14条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第15条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第16条 国は、商品及び役務について消費者の自主的か

つ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第17条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第18条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第19条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

- 2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

- 3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第21条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に

対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第22条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第23条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第24条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第26条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

第27条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者基本計画の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。
- 3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かななければならない。
 - 一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第2号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第28条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第11条の2の規定により置かれた特命担当大臣
 - 二 内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法第9条第1項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 4 会議に、幹事を置く。
 - 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
 - 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
 - 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者委員会)

第29条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第6条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年12月2日法律第78号）

- 1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。
- 2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成16年6月2日法律第70号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後5年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成20年5月2日法律第27号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第9条の規定 この法律の公布の日

(処分等に関する経過措置)

- 第4条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

- 第5条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

- 第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成24年8月22日法律第60号)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和3年5月19日法律第36号) 抄

(施行期日)

- 第1条 令和3年9月1日から施行する。ただし、附則第60条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

- 第57条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。)の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- 3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

- 第58条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第7条第3項の内閣府令又は国家行政組織法第12条第1項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第7条第3項のデジタル庁令又は国家行政組織法第12条第1項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

- 第60条 附則第15条、第16条、第51条及び前3条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

消費者安全法

平成21年6月5日法律第50号
(最終改正) 平成26年6月13日法律第71号

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 基本方針(第6条・第7条)
- 第3章 消費生活相談等
 - 第1節 消費生活相談等の事務の実施(第8条-第9条)
 - 第2節 消費生活センターの設置等(第10条-第11条)
 - 第3節 地方公共団体の長に対する情報の提供(第11条の2)
 - 第4節 消費者安全の確保のための協議会等(第11条の3-第11条の8)
 - 第5節 登録試験機関(第11条の9-第11条の26)
- 第4章 消費者事故等に関する情報の集約等(第12条-第14条)
- 第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等
 - 第1節 消費者安全調査委員会(第15条-第22条)
 - 第2節 事故等原因調査等(第23条-第31条)
 - 第3節 勧告及び意見の陳述(第32条・第33条)
 - 第4節 雑則(第34条-第37条)
- 第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(第38条-第45条)
- 第7章 雑則(第46条-第50条)
- 第8章 罰則(第51条-第57条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条** この法律において「消費者」とは、個人(商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者(個人にあっては、当該事業を行う場合におけるものに限る。)をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前2号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「生命身体事故等」とは、前項第1号に掲げる事故及び同項第2号に掲げる事態をいう。

7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 第5項第1号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 第5項第2号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

8 この法律において「多数消費者財産被害事態」とは、第5項第3号に掲げる事態のうち、同号に定める行為に係る取引であって次の各号のいずれかに該当するものが事業者により行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものをいう。

一 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、事業者が消費者に対して示す商品、役務、権利その他の取引の対象となるものの内容又は取引条件が実際のもものと著しく異なるもの

二 前号に掲げる取引のほか、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって、政令で定めるもの

(基本理念)

第3条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

- 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。
- 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）のっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、消費生活について専門的な知識、技術又は経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第6条第2項第4号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念のっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第10条の2第1項第1号に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、教育機関、第11条の7第1項の消費生活協力団体及び消費生活協力員、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、消費者教育を推進し、及び広報活動その他の活動を行うことを通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)

第5条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第2章 基本方針

(基本方針の策定)

第6条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
 - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
 - 三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
 - 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条第1項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第7条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第1項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞

なく、基本方針の変更をしなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第3章 消費生活相談等

第1節 消費生活相談等の事務の実施

(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)

- 第8条** 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
 - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
 - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
 - ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
 - 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
 - 四 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。
- 2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
 - 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。
 - 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
 - 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
 - 五 消費者安全の確保に関し、関係機関との連絡調整を行うこと。
 - 六 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。
- 3 都道府県は、市町村が前項各号に掲げる事務を他の市町村と共同して処理しようとする場合又は他の市町村に委託しようとする場合は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

- 4 第1項各号に掲げる事務に従事する都道府県の職員若しくはその職にあった者又は第2項各号に掲げる事務に従事する市町村の職員若しくはその職にあった者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(消費生活相談等の事務の委託)

第8条の2 都道府県は、前条第1項第1号に掲げる事務(市町村相互間の連絡調整に係る部分を除く。)及び同項第2号から第5号までに掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 2 市町村は、前条第2項各号に掲げる事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 3 前2項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(国及び国民生活センターの援助)

第9条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、第8条第1項各号及び第2項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供、当該事務に従事する人材に対する研修その他の必要な援助を行うものとする。

第2節 消費生活センターの設置等

(消費生活センターの設置)

第10条 都道府県は、第8条第1項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 消費生活相談員を第8条第1項第2号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第8条第1項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第8条第1項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村は、必要に応じ、第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
- 一 消費生活相談員を第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務に従事させるものであること。
 - 二 第8条第2項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
 - 三 その他第8条第2項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 3 前項の規定により同項の施設又は機関を設置する市町村以外の市町村は、第8条第2項第1号及び第2号

に掲げる事務に従事させるため、消費生活相談員を置くよう努めなければならない。

(消費生活センターの組織及び運営等)

第10条の2 都道府県及び前条第2項の施設又は機関を設置する市町村は、次に掲げる事項について条例で定めるものとする。

- 一 消費生活センター（前条第1項又は第2項の施設又は機関をいう。次項及び第47条第2項において同じ。）の組織及び運営に関する事項
 - 二 第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項
 - 三 その他内閣府令で定める事項
- 2 都道府県又は消費生活センターを設置する市町村が前項の規定により条例を定めるに当たっては、事業者に対する消費者からの苦情が適切かつ迅速に処理されるための基準として内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

(消費生活相談員の要件等)

第10条の3 消費生活相談員は、内閣総理大臣若しくは内閣総理大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）の行う消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない。

- 2 消費生活相談員は、消費生活を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、消費生活相談（第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号の規定に基づき都道府県又は市町村が実施する事業者に対する消費者からの苦情に係る相談及びあつせんをいう。以下同じ。）に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。
- 3 第1項の消費生活相談員資格試験（以下単に「試験」という。）は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。
 - 一 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目
 - 二 消費者行政に関する法令に関する科目
 - 三 消費生活相談の実務に関する科目
 - 四 その他内閣府令で定める科目
- 4 試験（登録試験機関の行うものを除く。）を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、手数料を国に納付しなければならない。
- 5 前2項に定めるもののほか、試験の受験手続その他の実施細目は、内閣府令で定める。

(指定消費生活相談員)

第10条の4 都道府県知事は、市町村による消費生活相談の事務の実施に関し援助を行うため、試験に合格し、かつ、内閣府令で定める消費生活相談員としての実務の経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務の実施に関し、同条第1項第1号に規定する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う者を指定消費生

活相談員として指定するよう努めなければならない。

(消費生活相談等の事務に従事する人材の確保等)

第11条 都道府県及び市町村は、消費生活相談員の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、消費生活相談員その他の第8条第1項各号又は第2項各号に掲げる事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第3節 地方公共団体の長に対する情報の提供

第11条の2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、消費生活上特に配慮を要する購入者に関する情報その他の内閣府令で定める情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

- 2 地方公共団体の長は、内閣府令で定めるところにより、他の地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該他の地方公共団体の長に対し、消費生活相談の事務の実施により得られた情報で、当該他の地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。
- 3 国民生活センターの長は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体の長からの求めに応じ、消費者安全の確保のために必要な限度において、当該地方公共団体の長に対し、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談の業務の実施により得られた情報で、当該地方公共団体の住民に関するものを提供することができる。

第4節 消費者安全の確保のための協議会等

(消費者安全確保地域協議会)

第11条の3 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第11条の7第1項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

(協議会の事務等)

第11条の4 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を

行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

(秘密保持義務)

第11条の5 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第11条の6 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(消費生活協力団体及び消費生活協力員)

第11条の7 地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力員を委嘱することができる。

2 消費生活協力団体及び消費生活協力員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。
- 二 消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

四 前3号に掲げるもののほか、地域における消費者安全の確保のための活動であって、内閣府令で定めるものを行うこと。

3 地方公共団体の長は、消費生活協力団体及び消費生活協力員に対し、前項各号に掲げる活動に資するよう、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第11条の8 消費生活協力団体の役員若しくは職員若しくは消費生活協力員又はこれらの者であった者は、前条第2項各号に掲げる活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5節 登録試験機関

(登録試験機関の登録)

第11条の9 第10条の3第1項の登録試験機関に係る登録(以下単に「登録」という。)は、試験の実施に関する業務(以下「試験業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第11条の10 内閣総理大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次条第1項において「登録申請者」と

いう。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 第11条の22の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- 三 その業務を行う役員のうち第1号に該当する者があるもの

(登録の要件等)

第11条の11 内閣総理大臣は、登録申請者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 第10条の3第3項各号に掲げる科目について試験を行うこと。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成並びに受験者が消費生活相談員として必要な知識及び技術を有するかどうかの判定を行うこと。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において民事法学、行政法学若しくは経済学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者

ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、第10条の3第3項各号に掲げる科目について専門的な知識を有する者

ハ 消費生活相談に5年以上従事した経験を有する者

ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 試験の信頼性の確保のための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 登録を受けた者が行う試験業務の内容
- 四 登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(登録の更新)

第11条の12 登録は、5年以上10年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前3条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(信頼性の確保)

第11条の13 登録試験機関は、試験業務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。)に関する文書の作成その他の内閣府令で定める試験業務の信頼性の確保のための措置を講じなければならない。

2 登録試験機関は、第10条の3第5項の試験の実施細目に従い、公正に試験を実施しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第11条の14 登録試験機関は、第11条の11第2項第2号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

第11条の15 登録試験機関は、試験業務に関する規程(以下「試験業務規程」という。)を定め、試験業務の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験業務規程には、試験業務の実施方法、試験の信頼性を確保するための措置、試験に関する料金その他の内閣府令で定める事項を定めておかななければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の認可をした試験業務規程が試験の公正な実施上不適当となったと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(試験業務の休廃止)

第11条の16 登録試験機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第11条の17 登録試験機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第57条において「財務諸表等」という。)を作成し、5年間、その事務所に備えて置かななければならない。

2 試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第12条第4項において同じ。)であって内閣府令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(試験委員)

第11条の18 登録試験機関は、試験委員を選任したときは、遅滞なく、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該試験委員の解任を命ずることができる。

3 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、試験委員となることができない。

(秘密保持義務等)

第11条の19 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験業務に従事する登録試験機関の役員又は職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第11条の20 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の11第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第11条の21 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の13の規定に違反していると認めるときは、当該登録試験機関に対し、同条の規定に従って試験業務を行うべきこと又は試験の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第11条の22 内閣総理大臣は、登録試験機関が第11条の10第1号又は第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第11条の14、第11条の16、第11条の17第1項又は次条の規定に違反したとき。
- 二 第11条の15第1項の認可を受けた試験業務規程によらないで試験業務を行ったとき。
- 三 第11条の15第3項、第11条の18第2項又は前2条の規定による命令に違反したとき。
- 四 正当な理由がないのに第11条の17第2項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第11条の23 登録試験機関は、内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、試験業務に関し内閣府令で定め

る事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告、立入調査等)

第11条の24 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(内閣総理大臣による試験業務の実施)

第11条の25 内閣総理大臣は、登録をしたときは、試験業務を行わないものとする。

- 2 内閣総理大臣は、登録を受けた者がいないとき、第11条の16の規定による試験業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可をしたとき、第11条の22の規定により登録を取り消し、又は同条第2項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録試験機関が天災その他の事由により試験業務の全部又は一部を実施することが困難となったとき、その他必要があると認めるときは、試験業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 3 内閣総理大臣が前項の規定により試験業務の全部又は一部を自ら行う場合における試験業務の引継ぎその他の必要な事項については、内閣府令で定める。

(公示)

第11条の26 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第11条の14の規定による届出があったとき。
- 三 第11条の16の規定による許可をしたとき。
- 四 第11条の22の規定により登録を取り消し、又は同条第2項の規定により登録試験機関に対し試験業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 五 前条の規定により内閣総理大臣が試験業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第4章 消費者事故等に関する情報の集約等

(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)

が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

- 3 前2項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であって、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

- イ 行政機関の長 内閣総理大臣
- ロ 都道府県知事 行政機関の長
- ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事
- ニ 国民生活センターの長 行政機関の長

二 前2項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)

三 前2号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前2号に該当する者を除く。)

4 第1項又は第2項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、全国消費生活情報ネットワークシステム(行政機関の長、地方公共団体の機関、国民生活センターその他内閣府令で定める者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、消費生活に関する情報を蓄積し、及び利用するために、内閣府令で定めるところにより国民生活センターが設置し、及び管理するものをいう。)への入力その他内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

5 国及び国民生活センターは、地方公共団体に対し、第1項及び第2項の規定による通知の円滑かつ確実な実施に関し、助言その他の必要な援助を行うものとする。

(消費者事故等に関する情報の集約及び分析等)

第13条 内閣総理大臣は、前条第1項又は第2項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定により取りまとめた

結果を公表しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、国会に対し、第1項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

(資料の提供要求等)

第14条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者(第35条及び第38条第2項において「関係行政機関の長等」という。)に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等

第1節 消費者安全調査委員会

(調査委員会の設置)

第15条 消費者庁に、消費者安全調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生命身体事故等(運輸安全委員会設置法(昭和48年法律第113号)第2条第2項に規定する航空事故等、同条第4項に規定する鉄道事故等及び同条第6項に規定する船舶事故等を除く。第4号及び第33条を除き、以下同じ。)の原因及び生命身体事故等による被害の原因(以下「事故等原因」と総称する。)を究明するための調査(以下「事故等原因調査」という。)を行うこと。
- 二 生命身体事故等について、他の行政機関(運輸安全委員会を除く。)による調査若しくは検査又は法律(法律に基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定による地方公共団体の調査若しくは検査(法律の規定によりこれらの調査又は検査の全部又は一部を行うこととされている他の者がある場合においては、その者が行う調査又は検査を含む。以下「他の行政機関等による調査等」という。)の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下単に「評価」という。)を行うこと。
- 三 事故等原因調査又は他の行政機関等による調査等の結果の評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣に対し勧告すること。
- 四 生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の

防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

- 五 前各号に掲げる事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律に基づき調査委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第17条 調査委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第18条 調査委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 調査委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第19条 委員及び臨時委員は、調査委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができる

- と認められる者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任期等)

第20条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第21条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(職務従事の制限)

第22条 調査委員会は、委員長、委員、臨時委員又は専門委員が事故等原因調査等の対象となる生命身体事故等に係る事故等原因に関係があるおそれのある者であると認めるとき、又はその者と密接な関係を有すると認めるときは、当該委員長、委員、臨時委員又は専門委員を当該事故等原因調査等に從事させてはならない。

- 2 前項の委員長、委員又は臨時委員は、当該事故等原因調査等に関する調査委員会の会議に出席することができない。

第2節 事故等原因調査等

(事故等原因調査)

第23条 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合

において、生命身体被害の発生又は拡大の防止（生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止をいう。以下同じ。）を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。ただし、当該生命身体事故等について、消費者安全の確保の見地から必要な事故等原因を究明することができると思料する他の行政機関等による調査等の結果を得た場合又は得ることが見込まれる場合においては、この限りでない。

- 2 調査委員会は、事故等原因調査を行うため必要な限度において、次に掲げる処分をすることができる。
 - 一 事故等原因に関係があると認められる者（次号及び第30条において「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）から報告を徴すること。
 - 二 生命身体事故等の現場、原因関係者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入って、商品等、帳簿、書類その他の生命身体事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は生命身体事故等関係者に質問すること。
 - 三 生命身体事故等関係者に出頭を求めて質問すること。
 - 四 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその提出を求め、又は提出物件を留め置くこと。
 - 五 関係物件の所有者、所持者若しくは保管者に対しその保全を命じ、又はその移動を禁止すること。
 - 六 生命身体事故等の現場に、公務により立ち入る者及び調査委員会が支障がないと認める者以外の者が立ち入ることを禁止すること。
- 3 調査委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は専門委員に前項各号に掲げる処分をさせることができる。
- 4 前項の規定により第2項第2号に掲げる処分をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、生命身体事故等関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項又は第3項の規定による処分の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（他の行政機関等による調査等の結果の評価等）

- 第24条** 調査委員会は、生命身体事故等が発生した場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、前条第1項ただし書に規定する他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、その評価を行うものとする。
- 2 調査委員会は、前項の評価の結果、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、当該他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長に対し、当該生命身体事故等に係る事故等原因の究明に関し意見を述べることができる。
 - 3 調査委員会は、第1項の評価の結果、更に調査委員

会が消費者安全の確保の見地から当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明するために調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うものとする。

- 4 第1項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができる。

（調査等の委託）

- 第25条** 調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に関する事務の一部を、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体又は学識経験を有する者に委託することができる。
- 2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 3 第1項の規定により事務の委託を受けた者又はその役員若しくは職員であって当該委託に係る事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（生命身体事故等の発生に関する情報の報告）

- 第26条** 内閣総理大臣は、第12条第1項又は第2項の規定により生命身体事故等の発生に関する情報の通知を受けた場合その他生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合においては、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならない。

（内閣総理大臣の援助）

- 第27条** 調査委員会は、事故等原因調査を行うために必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項第2号に掲げる処分をさせることができる。
 - 3 内閣総理大臣は、生命身体事故等が発生したことを知った場合において、必要があると認めるときは、生命身体事故等についての事実の調査、物件の収集その他の調査委員会が事故等原因調査を円滑に開始することができるための適切な措置をとらなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第23条第2項各号に掲げる処分をさせることができる。
 - 5 第23条第4項及び第5項の規定は、第2項又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

（事故等原因調査等の申出）

- 第28条** 何人も、生命身体被害の発生又は拡大の防止を

図るために事故等原因調査等が必要であると思料するときは、調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができる。この場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該申出に係る生命身体事故等の内容及びこれに対する事故等原因調査等の必要性その他内閣府令で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

- 2 調査委員会は、前項の規定による申出があったときは、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を行わなければならない。
- 3 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下この項において「被害者等」という。）が第1項の規定により申出をした場合において、当該申出が、自ら負傷若しくは疾病を被り、又は配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹が死亡し若しくは負傷若しくは疾病を被った第2条第7項第1号に掲げる事故に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は、事故等原因調査等を行うこととしたときはその旨を、行わないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該被害者等に通知しなければならない。

（申出を受けた場合における通知）

第29条 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 調査委員会は、前条第1項の規定による申出により生命身体事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該生命身体事故等に関する状況に照らし、当該生命身体事故等による被害が拡大し、又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該生命身体事故等が発生した旨及び当該生命身体事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、調査委員会が、第12条第1項又は第2項の規定による通知をしなければならないこととされている者から前条第1項の規定による申出を受けた場合には、適用しない。

（原因関係者の意見の聴取）

第30条 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（報告書等）

第31条 調査委員会は、事故等原因調査を完了したときは、当該生命身体事故等に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを内閣総理大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

- 一 事故等原因調査の経過
- 二 認定した事実
- 三 事実を認定した理由
- 四 事故等原因
- 五 その他必要な事項

- 2 調査委員会は、前項の報告書を作成するに当たり、少数意見があるときは、当該報告書にこれを付記するものとする。
- 3 調査委員会は、事故等原因調査を完了する前においても、当該事故等原因調査を開始した日から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他の事由により必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過について、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

第3節 勧告及び意見の陳述

（内閣総理大臣に対する勧告）

第32条 調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体被害の発生又は拡大の防止のため講ずべき施策又は措置について勧告することができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策又は措置について調査委員会に通報しなければならない。

（意見の陳述）

第33条 調査委員会は、消費者安全の確保の見地から必要があると認めるときは、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のため講ずべき施策又は措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

第4節 雑則

（情報の提供）

第34条 調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たっては、被害者及びその家族又は遺族の心情に十分配慮し、これらの者に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供するものとする。

（関係行政機関等の協力）

第35条 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提供、意見の表明、事故等原因の究明のために必要な分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

（政令への委任）

第36条 この法律に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

（不利益取扱いの禁止）

第37条 何人も、第23条第2項若しくは第3項若しくは第27条第2項若しくは第4項の規定による処分に応ず

る行為をしたこと又は第28条第1項の規定による申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

(消費者への注意喚起等)

第38条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）第44条第1項の規定によるほか、国民生活センターに対し、第1項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

4 独立行政法人国民生活センター法第44条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

第39条 内閣総理大臣は、第12条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第40条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合（当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生（以下「重大生命

身体被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。）又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態が発生した場合（当該多数消費者財産被害事態による被害の拡大又は当該多数消費者財産被害事態と同種若しくは類似の多数消費者財産被害事態の発生（以下この条において「多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当取引の取りやめその他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

6 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態による被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

7 内閣総理大臣は、第2項若しくは第5項の規定による命令をしようとするとき又は第3項若しくは前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、第2項若しくは第5項の規定による命令をしたとき又は第3項若しくは第6項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨

を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

- 第41条** 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合（重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。）において、重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、6月以内の期間を定めて、当該商品等（当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。）を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。
- 2 内閣総理大臣は、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第1項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 第1項の規定による禁止若しくは制限又は第2項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

(回収等の命令)

- 第42条** 内閣総理大臣は、事業者が前条第1項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大生命身体被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(消費者委員会の勧告等)

- 第43条** 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。
- 2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(都道府県知事による要請)

- 第44条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することが

きる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。
- 3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

(報告、立入調査等)

- 第45条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 第11条の24第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

第7章 雑則

(財政上の措置等)

- 第46条** 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(権限の委任)

- 第47条** 内閣総理大臣は、第45条第1項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
- 2 前項の規定により消費者庁長官に委任された第45条第1項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

- 第48条** 前条第2項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

- 第49条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第50条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第8章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第41条第1項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 第42条の規定による命令に違反した者

第52条 第40条第2項又は第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第53条 第8条第4項、第8条の2第3項、第11条の5、第11条の19第1項又は第25条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第11条の22第2項の規定による試験業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第11条の16の許可を受けずに試験業務の全部を廃止したとき。
- 二 第11条の23の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 三 第11条の24第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 2 第45条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り、調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第23条第2項第1号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による報告の徴取に対して虚偽の報告をした者
- 二 第23条第2項第2号若しくは第3項若しくは第27条第2項若しくは第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して虚偽の陳述をした者
- 三 第23条第2項第3号若しくは第3項又は第27条第4

項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

- 四 第23条第2項第4号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を提出しない者
- 五 第23条第2項第5号若しくは第3項又は第27条第4項の規定による処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第51条及び第52条 1億円以下の罰金刑
- 二 第53条第2項及び前2条 各本条の罰金刑

第57条 第11条の17第1項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第2項各号の規定による請求を拒んだ者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成24年9月5日法律第77号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の消費者安全法の規定は、この法律の施行前に発生した生命身体事故等にも適用する。

(検討)

第3条 政府は、この法律（第2条の規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条及び附則第5条の規定 公布の日
- 二 第1条中不当景品類及び不当表示防止法第10条の改正規定及び同法本則に1条を加える改正規定、第2条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条及び第7条から第11条までの規定 公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第2条中消費者安全法第10条の次に3条を加える改正規定（第10条の4に係る部分に限る。） 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

（消費者安全法の一部改正に伴う経過措置）

第3条 第2条の規定（附則第1条第3号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第2条の規定による改正前の消費者安全法第8条第1項第2号イ及びロ又は第2項第1号及び第2号に掲げる事務その他これに準ずるものとして内閣府令で定める事務に従事した経験を有する者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第2条の規定による改正後の消費者安全法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験（次項において単に「試験」という。）に合格した者とみなす。

2 前項に規定する場合のほか、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の指定する者が実施する講習会の課程を修了した者（事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に適切に応じることができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に限る。）は、第2条の規定の施行後5年内に限り、試験に合格した者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第5条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第6条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

福岡県消費生活条例

昭和52年3月28日福岡県条例第8号
(最終改正) 平成18年3月31日福岡県条例第16号

- 第1章 総則 (第1条―第9条)
 - 第2章 安全の確保 (第10条―第15条)
 - 第3章 規格、表示等の適正化 (第16条―第19条)
 - 第4章 不当な取引行為の禁止 (第20条―第22条)
 - 第5章 生活関連商品等に関する施策 (第23条―第30条)
 - 第6章 消費者の啓発活動及び教育等 (第31条―第33条)
 - 第7章 消費者の申出 (第34条)
 - 第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助 (第35条―第37条)
 - 第9章 福岡県消費生活審議会 (第38条)
 - 第10章 公表 (第39条)
 - 第11章 雑則 (第40条・第41条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- 一 商品等により、生命、身体及び財産が侵されないこと。
 - 二 適正な表示等に基づいて商品等を適切に選択する機会が確保されること。
 - 三 商品等の取引について、不当な取引条件を強制されず、不当な取引行為から保護されること。
 - 四 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育の機会が提供されること。
 - 五 商品等及びこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供されること。
 - 六 消費生活に関する消費者の意見が消費者施策に適切に反映されること。
 - 七 商品等及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から適切かつ速やかに救済されること。
- 2 消費者施策の推進は、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができ

るよう消費者の自立を支援することを基本とするものとする。

- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応することに配慮して行わなければならない。
- 5 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行わなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 事業者が供給する商品等を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- 二 事業者 商品等を供給する事業を行う者をいう。
- 三 商品等 商品、役務、権利その他の消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するものをいう。

(県の責務)

第4条 県は、経済社会の発展に即応して、消費者施策を策定するとともに、これを実施するものとする。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、市町村と連携を図り、消費者施策を実施するものとする。

- 2 県は、市町村が消費者施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第2条に規定する消費者の権利の確立、その自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品等について、流通の円滑化及び価格の安定に努めるとともに、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全の確保並びに規格、表示等及び取引行為の適正化その他必要な措置を講じ、消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対して必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 県が実施する消費者施策に協力すること。
- 2 事業者は、その供給する商品等について、環境の保全に配慮するとともに、当該商品等について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第7条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動を行うよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第8条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するとともに、自主的かつ合理的に行動することによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第9条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を行うように努めるものとする。

第2章 安全の確保

(安全の確保)

第10条 事業者は、消費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

(安全の確保に関する調査等)

第11条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、速やかに、必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出若しくは説明を求め、又はその職員をして、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

4 知事は、第2項の調査を実施し、なお商品等が消費者の消費生活における安全を害する疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等が安全であることの裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

5 知事は、事業者が前項の資料の提出を行わない場合でその理由がないと認めるとき、又は同項の資料の提出によつては商品等が安全であることを十分に確認することができないと認めるときは、当該事業者に対し、再度前項の資料の提出を求めるものとする。

(危害防止勧告)

第12条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消

費者の消費生活における安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、当該安全を確保するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、速やかに、その旨について消費者への周知を図るものとする。

2 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(緊急安全確保措置)

第13条 知事は、事業者が消費者に供給する商品等が消費者の生命又は身体について、重大な危害を発生させ、又は発生させるおそれがあると認める場合で、当該危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに、当該商品等の名称、当該商品等を供給する事業者の氏名又は名称及び住所その他の必要な情報を消費者に提供することができる。

(試験、検査等の機能の整備等)

第14条 知事は、消費者の消費生活における安全を確保するため、商品等の試験、検査等を行う機能を整備するとともに、必要に応じて、その実施した試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(自動販売機等の管理)

第15条 事業者は、商品等を自動販売機その他これに類似する機械（以下「自動販売機等」という。）により供給するときは、消費者の見やすい箇所に管理責任者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号その他の連絡に必要な事項を表示するとともに、自動販売機等の設置の安全に努めなければならない。

2 知事は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売機等の管理について、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 規格、表示等の適正化

(規格、表示等の適正化)

第16条 事業者は、消費生活の安定及び向上を図るため、その供給する商品等について、次に掲げる事項を推進するように努めなければならない。

一 品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するよう適正な規格を定めること。

二 消費者が選択又は使用若しくは利用を誤ることがないよう品質、機能、量目、製造年月日、消費期限その他の期限、原産地（外国産の商品にあつては、原産国）、事業者の氏名又は名称及び住所等を適正に表示するとともに、虚偽の又は誇大な表示を行わないようにすること。

三 消費者の選択を容易にするよう販売価格又は利用料金及び単位当たりの価格又は料金を当該商品又は店内の見やすい場所に表示すること。

四 虚偽の、誇大な、その他消費者に選択を誤らせる広告又は宣伝をしないこと。

- 五 消費者が不利益を被ることがないように適正な計量をする事。
- 六 消費者が誤認し、又はその負担が著しく増大することのないよう過大な又は過剰な包装を行わないようにすること。
- 七 消費者への供給後における修理、交換その他の方法によるアフターサービスの向上を図ること。

(自主基準の設定)

第17条 事業者は、規格、表示等の適正化に関し、必要な基準（以下「自主基準」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 3 知事は、事業者に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(県の基準の設定)

第18条 知事は、規格、表示等の適正化に関し特に必要があると認めるときは、商品等について、事業者が遵守すべき規格、表示等に関する基準（以下「県の基準」という。）を定めることができる。

- 2 知事は、県の基準を定めようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 知事は、県の基準を定めたときは、速やかに、告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(県の基準の遵守義務)

第19条 事業者は、県の基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

- 2 知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

第4章 不当な取引行為の禁止

(不当な取引行為の禁止)

第20条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次のいずれかに該当する行為であつて規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。

- 一 消費者に対し、商品等の売買又は提供に係る契約（以下「商品売買契約等」という。）の締結について勧誘しようとして、消費者に迷惑を及ぼし、又は消費者を欺いて消費者に接触する行為
- 二 消費者に対し、商品等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、商品売買契約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為
- 三 消費者を威迫し、若しくは困惑させ、又は消費者の知識、能力若しくは経験の不足に乗じて、商品売買契

約等の締結を勧誘し、又は商品売買契約等を締結させる行為

四 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当に不利益となる内容の商品売買契約等を締結させる行為

五 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、又は困惑させる等の不当な手段を用いて、商品売買契約等（当該契約の成立、存続又は内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は当該債務を履行させる行為

六 商品売買契約等に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は正当な理由なく遅延させる行為

七 消費者との商品売買契約等に関し、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しを不当に妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消しによつて生ずる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を拒否し、若しくは不当に遅延させる行為

八 商品売買契約等に伴う立替払、資金の貸付、債務の保証その他の消費者への信用の供与又は保証の受託を業として行う者が、信用の供与の契約又は保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）に関し、当該商品売買契約等に係る事業者の不当な取引行為を知つていた、若しくは知り得べきであつたにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは締結させる行為又は法令の規定若しくは与信契約等に基づく消費者の権利の行使を妨げるおそれがある行為

2 知事は、前項の規定による規則を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ福岡県消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(不当な取引行為に関する調査及び勧告)

第21条 知事は、事業者が不当な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の規定による調査に必要な限度において、当該事業者に対し、その取引の仕組み、実態等についての資料の提出又は説明を求めることができる。
- 3 知事は、事業者が不当な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、その取引に関して改善するよう勧告することができる。
- 4 前項の場合において、知事は必要があると認めるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為に関する情報提供)

第22条 知事は、不当な取引行為による被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、速やかに当該不当な取引行為の方法及び内容その他の必要な情報を消費者に提供するものとする。

2 知事は、次に掲げる場合にあつては、速やかに前項に規定する情報のほか、事業者の氏名又は名称その他の当該事業者を特定する情報を消費者に提供することができる。

一 不当な取引行為に関する苦情の申出が相当多数あり、かつ、当該不当な取引行為について消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる

場合

- 二 前号に掲げる場合のほか、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合
- 3 知事は、前項の規定による情報の提供をしようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供に係る者の意見を聴かなければならない。

第5章 生活関連商品等に関する施策

(情報の収集及び提供)

- 第23条** 知事は、県民の消費生活との関連性が高い商品及び役務（以下「生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供しよう努めるものとする。
- 2 事業者は、前項の規定による情報の収集に協力しなければならない。

(供給等の要請)

- 第24条** 知事は、生活関連商品等の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品等の供給その他の必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(指定生活関連商品等の指定)

- 第25条** 知事は、生活関連商品等の需給又は価格の動向が消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品等を特別の調査を要する生活関連商品等として指定することができる。
- 2 知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により生活関連商品等を指定したときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。これを解除したときも、同様とする。

(特別調査)

- 第26条** 知事は、前条第1項の規定により指定した生活関連商品等（以下「指定生活関連商品等」という。）の需給及び価格の動向について、必要な調査を行うものとする。

(売渡し勧告)

- 第27条** 知事は、指定生活関連商品等の販売を行う者（以下「関係事業者」という。）が、買占め又は売惜しみにより、当該指定生活関連商品等を多量に保有していると認めるときは、当該関係事業者に対し、当該指定生活関連商品等の売渡しを勧告することができる。

(価格の引下げ勧告)

- 第28条** 知事は、関係事業者が指定生活関連商品等を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該関係事業者に対し、その価格の引下げを勧告することができる。

(立入調査等)

- 第29条** 知事は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該関係事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員をして、当該関係事業者の事務所、

事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、指定生活関連商品等に関し、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(物価監視員)

- 第30条** 第23条、第26条及び前条の規定による情報の収集、特別調査及び立入調査等を行わせるための職員として、物価監視員を置く。
- 2 物価監視員は、前条の規定による立入調査等をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

第6章 消費者の啓発活動及び教育等

(消費者の啓発活動及び教育の促進)

- 第31条** 知事は、消費者が自ら消費生活の安定及び向上を図ることができるよう消費者の自立を支援するため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供、生活設計に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育の充実に努めるものとする。

(消費者団体の活動の促進)

- 第32条** 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう助言、指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者への情報提供)

- 第33条** 知事は、この条例の他の規定に定めるもののほか、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報を収集し、消費者に必要な情報を提供するものとする。

第7章 消費者の申出

(消費者の申出)

- 第34条** 県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく措置がとられていないことにより、第2条第1項各号に掲げる消費者の権利が侵され、又は侵されるおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該申出の内容が事実であると認める場合で、県民の消費生活に重大な影響を与えるものと認めるときは、この条例の規定に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
 - 3 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定による申出の内容並びに処理の経過及び結果を県民に提供するものとする。

第8章 消費者苦情の処理及び訴訟援助

(消費者苦情の処理)

- 第35条** 知事は、消費者から事業者の事業活動により消

費生活上の被害を受けた旨（以下「消費者苦情」という。）の申出があつたときは、速やかに、その内容を調査し、当該消費者苦情を解決するための助言、あつせんその他の措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定による助言、あつせんその他の措置を講じた場合において、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるとき、又は県民の消費生活に著しい影響を与えると認めるときは、福岡県消費生活審議会の調停に付することができる。

（消費者訴訟の援助）

第36条 知事は、消費者と事業者の間で訴訟（訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停を含む。）が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

- 一 前条第3項の調停に付されたもの
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの
- 三 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

（貸付金の返還等）

第37条 消費者訴訟に要する資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

第9章 福岡県消費生活審議会

（福岡県消費生活審議会）

第38条 県に福岡県消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項について調査審議し、及び調停を行うほか、知事の諮問に応じ、消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議する。

3 審議会は、委員20人以内で組織し、委員は、学識経験のある者、消費者を代表する者、事業者を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

4 審議会は、第2項の調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第10章 公表

（公表）

第39条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者の氏名又は名称及び住所、事由、経過その他必要な事項の概要を公表することができる。

一 第11条第5項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 第12条第1項、第15条第2項、第19条第2項、第21条第3項、第27条又は第28条の規定による勧告に従わなかつたとき。

三 第21条第2項、第35条第2項又は前条第4項の規定による資料の提出若しくは説明をせず、又は虚偽の資料の提出若しくは説明をしたとき。

四 第29条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条による調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に弁明の機会を与えなければならない。

第11章 雑則

（国等への要請）

第40条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は関係地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

（委任）

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例の廃止）

2 福岡県消費生活安定緊急対策に関する条例（昭和49年福岡県条例第21号）は、廃止する。

附 則（平成4年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

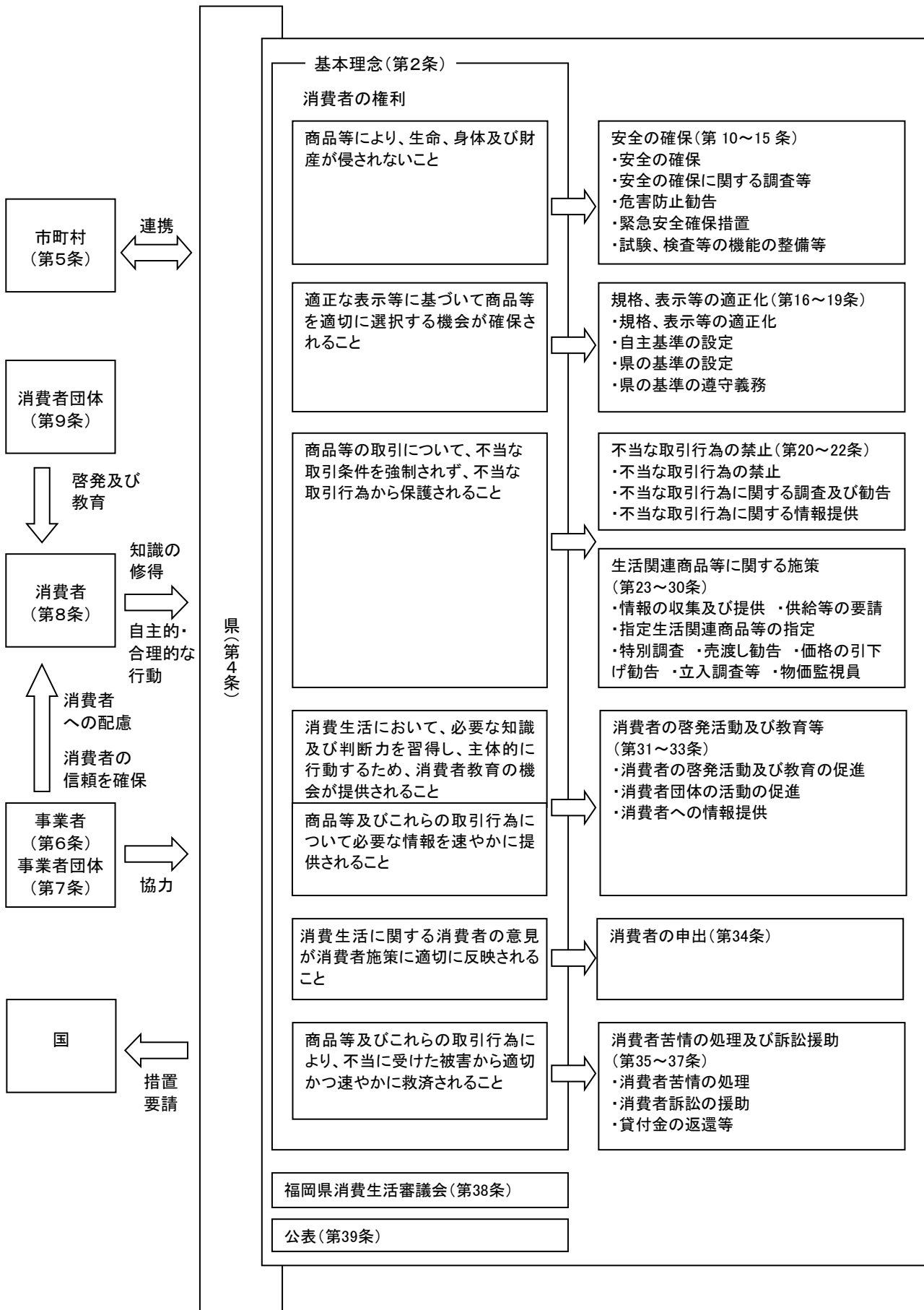
（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により知事が福岡県消費者苦情処理委員会の調停に付した行為は、改正後の福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の規定により福岡県消費生活審議会に付した行為とみなす。

附 則（平成18年条例第16号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第31条第3項の改正規定中「35人」を「20人」に改める部分は、平成19年9月16日から施行する。

福岡県消費生活条例の体系



福岡県消費者行政活性化基金条例

平成21年3月30日福岡県条例第10号
(最終改正) 平成30年3月30日福岡県条例第11号

(設置)

第1条 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、福岡県消費者行政活性化基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年12月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成23年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県生活安全課・消費生活センターの業務

消費者行政については、平成27年度までは生活安全課の内部組織である消費生活センター（総務企画班、相談啓発班、事業者指導班）が担ってきたが、悪質商法被害の深刻化など消費者行政の重要性が高まる中、執行体制の強化を図るため、平成28年度から消費生活センターを出先機関として独立させ、また総合企画などの事務については生活安全課消費者安全係が担うこととなった。

1 基本的な考え方

・生活安全課

消費者施策の企画立案、相談・消費者啓発等の総括、法施行事務のうち県民生活に特に影響の大きな事務等を消費生活センターと共同で取り扱う。

・消費生活センター

直接県民と接する相談・苦情の処理、消費者啓発の実務、法施行事務のうち迅速な現場対応が求められる事務を取り扱う。

2 業務内容

	生活安全課 (消費者安全係) ☎092-643-3193 FAX 092-613-3169	福岡県消費生活センター (相談啓発課、事業者指導課) ☎(相談) 092-632-0999 ☎(相談啓発課) 092-632-1600 ☎(事業者指導課) 092-651-0567 FAX 092-632-0322
事 務 分 掌	○消費者行政の総合企画及び調整 ・企画、立案 ・予算、議会 ・消費生活審議会 ・市町村調整 等	※本庁からの求めに応じ付随的な業務を実施
	○相談の総括 ○消費者啓発の総括、消費者教育の推進	○相談、苦情の処理のためのあっせん ○消費者啓発・教育の実施 ・啓発チラシ等の作成、配付 ・各種講座、研修の実施 等
	○法施行事務 <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活協同組合法 ・割賦販売法 ・家庭用品品質表示法 ・不当景品類及び不当表示防止法 ・消費生活用製品安全法 ・生活関連物資等の買い占め等緊急措置法 ・国民生活安定緊急措置法 ・石油需給適正化法 ・特定商取引に関する法律 ・ゴルフ場等会員契約適正化法 ・消費者安全法 ・福岡県消費生活条例 	○法施行事務 <ul style="list-style-type: none"> ※所掌しない ・割賦販売法 ・家庭用品品質表示法 ・不当景品類及び不当表示防止法 ・消費生活用製品安全法 ※所掌しない ・特定商取引に関する法律 ・ゴルフ場等会員契約適正化法 ・消費者安全法 ・福岡県消費生活条例
権 限	○県民の権利義務に影響が大きい行政処分 ・業務停止命令、勧告、公表等 ・生活協同組合の設立認可、監督 等 ○非常時に高度な政策的判断が必要とされるもの ・生活関連物資等の買い占め等緊急措置法 ・国民生活安定緊急措置法 等	○迅速な現場対応が必要なもの ・調査 ・報告徴収 ・立入検査 ・資料提出命令 等

福岡県の消費者行政のあゆみ

- 昭和 41 年 2 月 消費者保護行政を推進するため、商工水産部商工第一課に消費者保護係を設置
- 昭和 43 年 9 月 商工水産部に消費生活課を設置
- 昭和 43 年 12 月 県商品テスト室設置（県婦人会館 3 階—福岡市博多区博多駅前 4 丁目）
- 昭和 44 年 1 月 消費者行政の庁内連絡調整のため、福岡県消費者行政連絡協議会を設置（福岡県行政組織規則第 64 条に規定する部内協議機関で、会長副知事、関係 21 課長をもって構成）
- 昭和 44 年 消費者情報提供テレビ放送開始
- 昭和 44 年 9 月 「消費者ニュース」創刊
- 昭和 45 年 3 月 福岡県消費生活センター開設（県婦人会館 3 階、県商品テスト室を吸収）
- 昭和 45 年 3 月 （財）福岡県消費者協会設立
- 昭和 45 年 5 月 県下に 400 人の消費生活相談員（平成 4 年 4 月よりくらしのアドバイザーと改称）設置
- 昭和 46 年 12 月 移動消費生活センター事業を開始
- 昭和 48 年 12 月 福岡県物価緊急対策本部設置
- 昭和 49 年 1 月 商工水産部に消費生活局を設置、消費生活課・生活物資課の 2 課制とする。
- 昭和 49 年 1 月 消費生活協同組合の事務が社会課より消費生活課へ移管される。
- 昭和 49 年 11 月 「くらしと物価」創刊
- 昭和 50 年 1 月 福岡ものを大切にする県民運動推進会議発足
- 昭和 50 年 4 月 久留米市、飯塚市に消費生活センター開設（2ヶ所とも市立、県より広域事業委託）
- 昭和 50 年 6 月 消費生活センター、出先機関として独立
- 昭和 51 年 6 月 生活物資課調査係が消費生活課へ移管、指導係を調査指導係とする。
- 昭和 52 年 4 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」施行
- 昭和 53 年 5 月 「消費者の日」設定される。
- 昭和 54 年 6 月 福岡県石油対策本部設置
- 昭和 55 年 5 月 福岡県合成洗剤対策推進要綱制定
- 昭和 60 年 4 月 消費生活課と生活物資課を統合し、一局一課制となる。
- 昭和 61 年 4 月 商工部消費生活局廃止、企画振興部県民生活局が設置され、消費生活課が移管される。
- 昭和 61 年 6 月 消費生活センターに全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）を導入
- 昭和 63 年 5 月 「消費者月間」が設定される。
- 昭和 63 年 12 月 「不当な取引方法の禁止」に係る事業者名等の公表制度施行
- 平成 3 年 9 月 「福岡県消費者教育推進連絡会議」を設置
- 平成 4 年 9 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の一部を改正する条例」施行
- 平成 5 年 4 月 福岡県消費生活センターを県吉塚合同庁舎内に移転（福岡市博多区吉塚本町 13-50）
- 平成 5 年 4 月 「消費者ニュース」と「くらしと物価」を統合して「暮しっく福岡」に改名

- 平成 10 年 3 月 福岡県石油対策本部廃止
- 平成 10 年 4 月 省資源・省エネルギー関連事業を環境生活部リサイクル推進室に移管
- 平成 10 年 4 月 消費生活課と生活文化課を統合し、環境生活部県民生活局生活文化課となる。
- 平成 12 年 4 月 県民生活局と労働部との統合に伴い、生活労働部生活文化課となる。
- 平成 14 年 4 月 消費者係とくらし情報係を統合し、消費者係となる。
- 平成 14 年 4 月 福岡県消費生活情報ネットワーク（新 PIO-NET）発足
- 平成 17 年 4 月 PIO-NET に係る「消費生活相談カード直接入力システム」を導入
- 平成 18 年 3 月 「福岡県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」を改正し「福岡県消費生活条例」として公布。平成 18 年 7 月施行
- 平成 18 年 4 月 「消費者係」が組織変更により「消費者班」となる。
- 平成 18 年 6 月 日曜電話相談開始
- 平成 20 年 4 月 機構改革により生活文化課消費者班と消費生活センターが統合され、新社会推進部生活安全課の内部組織として消費生活センターが発足する。
- 平成 21 年 3 月 「福岡県消費者行政活性化基金条例」施行
- 平成 21 年 4 月 悪質事業者に対し迅速かつ強力に指導する「事業者指導班」の設置
- 平成 21 年 9 月 福岡県消費生活センターについて消費者安全法第 10 条第 3 項の規定による公示を行う。
- 平成 21 年 11 月 福岡県消費者行政連絡協議会の改組拡充（訓令第 21 号）
- 平成 25 年 3 月 （財）福岡県消費者協会の解散
- 平成 25 年 3 月 久留米市及び飯塚市における福岡県消費生活センターのサブセンター業務の終了
- 平成 26 年 6 月 「福岡県消費者教育推進計画」の策定
- 平成 27 年 3 月 福岡県消費者行政連絡協議会の廃止（訓令第 7 号）
- 平成 28 年 4 月 「福岡県消費生活センター条例」施行
- 平成 28 年 4 月 組織変更により「福岡県消費生活センター」が出先機関として独立し、総合調整の組織として生活安全課内に「消費者安全係」が発足。
- 平成 31 年 3 月 「福岡県消費者教育推進計画（第 2 次）」の策定

令和4年度市町村消費者行政担当部署

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
1	北九州市	市民文化スポーツ局 安全・安心推進部 消費生活センター 消費生活係	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	093-871-0428
				shi-shouhi@city.kitakyushu.lg.jp	093-871-7720
2	福岡市	市民局生活安全部 消費生活センター	810-0073	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号 あいれふ7階	092-712-2929
				shohiseikatsu.CAB@city.fukuoka.lg.jp	092-712-2765
3	大牟田市	市民協働部 生活安全推進課 防犯・消費者行政担当	836-0041	大牟田市新栄町6番地1 大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる1階	0944-41-2730
				seikatuas01@city.omuta.lg.jp(※1)	0944-52-5299
4	久留米市	協働推進部 消費生活センター	830-0037	久留米市諏訪野町1830-6	0942-30-7700
				shouhi@city.kurume.lg.jp(※1)	0942-30-7715
5	直方市	産業建設部 商工観光課 商業観光係	822-8501	直方市殿町7番1号	0949-25-2156
				n-shoko@city.nogata.lg.jp(※1)	0949-25-2158
6	飯塚市	市民協働部 まちづくり推進課 市民活動係	820-8501	飯塚市新立岩5番5号	0948-22-5500 (内線1434)
				machizukuri@city.iizuka.lg.jp	0948-22-5526
7	田川市	市民生活部 生活支援課 自立支援係	825-8501	田川市中央町1番1号	0947-85-7126
				jiritsusien@city.tagawa.lg.jp(※1)	0947-44-2123
8	柳川市	産業経済部 商工・ブランド振興課 商工・企業誘致推進係	839-0293	柳川市大和町鷹ノ尾120番地 柳川市役所大和庁舎1階	0944-77-8763
				syoushin@city.yanagawa.lg.jp	0944-76-1170
9	八女市	総務部 防災安全課 生活安全係	834-8585	八女市本町647番地	0943-24-8146
				seikatsuanzen@city.yame.lg.jp	0943-23-2583
10	筑後市	市民生活部 消費生活センター	833-8601	筑後市大字山ノ井898番地	0942-65-7021
				sseikatu@city.chikugo.lg.jp	0942-53-1589
11	大川市	インテリア課 おおかわセールス係	831-8601	大川市大字酒見256番地1	0944-85-5570
				okwsales_k@city.okawa.lg.jp	0944-88-1776
12	行橋市	産業振興部 商業観光課 地域商業活性化係	824-8601	行橋市中央1丁目1番1号	0930-25-1111 (内線1219)
				syougyoukankou@city.yukuhashi.lg.jp	0930-25-7817
13	豊前市	産業建設部 商工観光課 商業活性化係	828-8501	豊前市大字吉木955 豊前市役所1階	0979-82-8078
				syogyo@city.buzen.lg.jp	0979-82-9165
14	中間市	建設産業部 産業振興課 商工企業誘致係	809-8501	中間市中間1丁目1番1号	093-246-6235
				sangyoushinkouka@city.nakama.lg.jp	093-244-1342
15	小郡市	環境経済部 商工・企業立地課 商工観光係	838-0198	小郡市小郡255番地1	0942-72-2111 (内線142)
				shoko@city.ogori.lg.jp	0942-72-5050

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
16	筑紫野市	総務部 危機管理課 生活安全・防犯担当	818-8686	筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所4階	092-923-1111 (内線221)
				anan@city.chikushino.fukuoka.lg.jp(※1)	092-923-5391
17	春日市	地域生活部 安全安心課 防犯安全担当	816-8501	春日市原町3丁目1番地5	092-707-1177
				anzen@city.kasuga.fukuoka.jp	092-584-1143
18	大野城市	環境経済部 生活安全課 生活安全担当	816-8510	大野城市曙町2丁目2番1号	092-580-1897
				daianzen@city.onojo.fukuoka.jp	092-572-8432
19	宗像市	総務部 消費生活センター	811-4183	宗像市土穴3丁目1番45号	0940-33-5454
				munakata-shousen@fukuoka.email.ne.jp	0940-33-5469
20	太宰府市	観光経済部 産業振興課 商工・農政係	818-0198	太宰府市観世音寺1丁目1番1号	092-921-2121 (内線438)
				sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp	092-921-1601
21	古賀市	建設産業部 商工政策課 商業観光係	811-3192	古賀市駅東1-1-1古賀市役所3階	092-942-1176
				shoukou@city.koga.fukuoka.jp	092-942-3758
22	福津市	地域振興部 地域振興課 商工振興係	811-3293	福津市中央1丁目1番1号 福津市役所別館2階	0940-62-5013
				shoko@city.fukutsu.lg.jp	0940-43-9003
23	うきは市	うきはブランド推進課 商工振興係	839-1401	うきは市浮羽町朝田582番地1	0943-76-9095
				UC000573@city.ukiha.lg.jp	-
24	宮若市	産業観光課 商工振興係	823-0011	宮若市宮田29番地1	0949-32-0519
				syoukou@city.miyawaka.lg.jp	0949-32-9430
25	嘉麻市	産業振興課 商工係	820-0292	嘉麻市岩崎1180番地1	0948-42-7450
				shoko@city.kama.lg.jp	0948-42-7096
26	朝倉市	農林商工部 商工観光課 商工労働係	838-1398	朝倉市宮野2046番地1	0946-28-7862
				syoukou@city.asakura.lg.jp	0946-52-1510
27	みやま市	環境経済部 商工観光課 商工観光係	835-8601	みやま市瀬高町小川5	0944-64-1523
				shoukou@city.miyama.lg.jp	0944-64-1546
28	糸島市	経済振興部 商工振興課 商工労働係	819-1192	糸島市前原西1丁目1番1号	092-332-2096
				shokoshinko@city.itoshima.lg.jp	092-324-2531
29	那珂川市	都市整備部 産業課 産業振興担当	811-1224	那珂川市大字安德702-1	092-408-9864
				sangyo@city-nakagawa.fukuoka.jp	092-953-4563
30	宇美町	危機管理課 防災防犯係	811-2192	糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号	092-933-5500
				kikikanri@town.umi.lg.jp	092-934-2275

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
31	篠栗町	産業観光課 商工観光係	811-2492	糟屋郡篠栗町中央1丁目1番1号	092-947-1217
				shoukou@town.sasaguri.lg.jp	092-947-7977
32	志免町	生活安全課 安全安心係	811-2292	糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号	092-935-1181
				anzen@town.shime.lg.jp(※1)	092-935-2694
33	須恵町	地域振興課 産業振興係	811-2193	糟屋郡須恵町大字須恵771番地	092-932-1438
				chiikishinkou@town.sue.lg.jp	092-931-1827
34	新宮町	産業振興課 商工担当	811-0192	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目1番1号	092-962-0238
				sangyo@town.shingu.fukuoka.jp	092-962-0725
35	久山町	産業振興課	811-2592	糟屋郡久山町大字久原3632番地	092-976-1111 (内線565)
				sangyou@town.hisayama.lg.jp(※1)	092-976-2463
36	粕屋町	都市政策部 地域振興課 地域振興係	811-2392	糟屋郡粕屋町駕与丁1丁目1番1号	092-938-0194
				chiiki@town.kasuya.lg.jp(※1)	092-938-3150
37	芦屋町	環境住宅課 地域振興・交通係	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	093-223-3539
				tiiki@town.ashiya.lg.jp	093-223-3927
38	水巻町	産業環境課 産業振興係	807-8501	遠賀郡水巻町頃末北1丁目1番1号	093-201-4321 (内線267)
				syoukou@town.mizumaki.lg.jp	093-201-4423
39	岡垣町	総務部 地域づくり課 安全安心係	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1丁目1番1号	093-282-1211 (内線286)
				chiiki@town.okagaki.lg.jp	093-282-1310
40	遠賀町	産業振興課 商工振興係	811-4307	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目6番5号	093-293-8233
				ekimae@town.onga.lg.jp	093-293-8234
41	小竹町	企画調整課 商工観光係	820-1192	鞍手郡小竹町大字勝野3167番地1	0949-62-1214
				shoko@town.kotake.lg.jp	0949-62-1140
42	鞍手町	地域振興課 商工振興係	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705番地	0949-42-2111 (内線343)
				chiiki@town.kurate.lg.jp	0949-42-5963
43	桂川町	産業振興課 商工統計係	820-0696	嘉穂郡桂川町大字土居424番地1	0948-65-1106
				shokotokei@town.keisen.lg.jp(※1)	0948-65-3424
44	筑前町	農林商工課 特産振興係	838-0298	朝倉郡筑前町篠隈373番地	0946-42-6614
				nourin@town.chikuzen.fukuoka.jp	0946-42-2011
45	東峰村	ふるさと推進課 商工観光係	838-1792	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2312
				furusui@vill.toho.fukuoka.jp	0946-28-7723

番号	市町村名	担当課・係	郵便番号	所在場所	電話番号 (内線)
				電子メールアドレス	FAX番号
46	大刀洗町	産業課 農政商工係	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-6201
				nosei@town.tachiarai.lg.jp(※1)	0942-77-3063
47	大木町	産業振興課 産業政策チーム	830-0416	三潞郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1063
				syoukou@town.ooki.lg.jp	0944-32-1054
48	広川町	協働推進課 安全安心係	834-0121	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1196
				anzen@town.hirokawa.lg.jp	0943-32-4287
49	香春町	産業振興課 商工観光係	822-1492	田川郡香春町大字高野994番地	0947-32-8406
				shokoukankou@town.kawara.lg.jp(※1)	0947-32-4815
50	添田町	地域産業推進課 商工業振興係	824-0602	田川郡添田町大字添田2151番地	0947-82-5962
				chisan@town.soeda.lg.jp(※1)	0947-82-2869
51	糸田町	地域振興課 消費者行政係	822-1392	田川郡糸田町1975番地1	0947-26-4025
				chiiki@town.itoda.lg.jp	0947-26-1651
52	川崎町	商工観光課 商工観光係	827-8501	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000 (内線226)
				syoukou@town.fukuoka-kawasaki.lg.jp	0947-72-3416
53	大任町	産業経済課	824-0511	田川郡大任町大字大行事3067番地	0947-63-3001
				sankei2@town.oto.lg.jp(※1)	0947-63-3813
54	赤村	産業建設課 産業振興係	824-0432	田川郡赤村大字内田1188番地	0947-62-3000 (内線330)
				aka-s.sansin@vill.aka.lg.jp	0947-62-3007
55	福智町	まちづくり総合政策課 地域振興係	822-1292	田川郡福智町金田937番地2	0947-22-7766
				fg0500@town.fukuchi.lg.jp	0947-22-3500
56	苅田町	総務課危機管理室 生活安全担当	800-0392	京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	093-588-1037
				kikikanri@town.kanda.lg.jp	093-436-3014
57	みやこ町	観光まちづくり課 商工観光係	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960番地	0930-32-2512
				kankou@town.miyako.lg.jp	0930-32-4563
58	吉富町	地域振興課 産業振興係	871-8585	築上郡吉富町大字広津226番地1	0979-24-1177
				chiiki@town.yoshitomi.lg.jp	0979-24-3219
59	上毛町	企画開発課 開発交流係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321番地1	0979-72-3112
				pad@town.koge.lg.jp	0979-72-4664
60	築上町	産業課 商工係	829-0392	築上郡築上町大字椎田891番地2	0930-56-0300 (内線281・282)
				syoukou@town.chikujo.lg.jp	0930-56-4536

(※1) LGWAN回線外からのメール送信時は本表記載のアドレスと異なる。

県内の消費生活センター・相談窓口

(消費生活相談に関する専門資格又は専門知識を持つ相談員が配置されている施設・時間帯)

	名称	所在場所	電話(相談用)・FAX	相談日	受付時間
1	福岡県消費生活センター	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1階	電話 092-632-0999 FAX 092-632-0322	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 日	(月～金) 9:00～16:30 (日) 10:00～16:00
2	北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 7階	電話 093-861-0999 FAX 093-871-7720	月～土	9:00～16:45 (第3土は 9:00～13:00)
3	小倉北相談窓口	北九州市小倉北区大手町1番1号 小倉北区役所西棟 1階	電話 093-582-4500 FAX 093-582-4411	月・水・金	9:00～16:45
4	小倉南相談窓口	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号 小倉南区役所 3階	電話 093-951-3610 FAX 093-951-3615	火・木	9:00～16:45
5	八幡西相談窓口	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティ 八幡西区役所4階	電話 093-641-9782 FAX 093-641-9763	月～金	9:00～16:45
6	福岡市消費生活センター	福岡市中央区舞鶴2丁目5番1 あいれふ 7階	電話 092-781-0999 FAX 092-712-2765	・電話・来所相談 月～金 ・電話相談のみ 第2・4土曜	(月～金) 9:00～17:00 (第2, 4土) 10:00～16:00
7	大牟田市消費生活センター	大牟田市新栄町6番地1 大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる1階	電話 0944-41-2623 FAX 0944-52-5299	月～金	9:30～16:00
8	久留米市消費生活センター※1 (久留米、うきは、大刀洗、大木、広川)	久留米市諏訪野町1830-6 エーるピア久留米2階	電話 0942-30-7700 FAX 0942-30-7715	月～金、 第2日曜	8:30～12:00 13:00～17:00
9	直轄広域消費生活センター※2 (直方、宮若、小竹、鞍手)	直方市殿町7番1号 直方市役所5階	電話 0949-25-2162 FAX 0949-25-2158	月～金	8:30～12:15 13:00～17:00
10	飯塚市消費生活センター※3 (飯塚、嘉麻、桂川)	飯塚市吉原町6番1号 あいタウン 2階 市民交流プラザ内	電話 0948-22-0857 FAX 0948-22-0897	月～金	8:30～17:00
11	田川市消費生活相談窓口	田川市中央町1番1号 田川市役所本庁舎 1階	電話 0947-85-7127 FAX 0947-44-2123	月～金	8:30～12:15 13:00～16:30
12	柳川・みやま消費生活センター※4 (柳川、みやま)	柳川市大和町鷹ノ尾120番地 柳川市役所大和庁舎 1階	電話 0944-76-1004 FAX 0944-76-1022	月～金	9:00～12:15 13:00～16:30
13	八女市消費生活センター	八女市本町600番地1 八女市保健センター	電話 0943-23-1183 FAX	月～金	8:30～12:00 13:00～16:30
14	筑後市消費生活センター	筑後市大字山ノ井898番地 筑後市役所本庁舎 1階	電話 0942-65-3737 FAX 0942-53-1589	月・火・木・金	8:30～12:00 13:00～17:15
15	大川市消費生活相談窓口	大川市大字小保614-6	電話 0944-86-5105 FAX	火・金	9:00～13:00 14:00～16:30
16	行橋市広域消費生活センター※5 (行橋、みやこ、築上)	行橋市西宮市2-1-39	電話 0930-23-0999 FAX 0930-23-4422	月～金	9:00～17:00
17	豊前市消費生活相談窓口	豊前市大字吉木955番地	電話 0979-82-1111 (内線)1264 FAX 0979-82-9165	月・木	10:00～12:15 13:00～15:00
18	中間市消費生活センター	中間市中間1丁目1番1号 中間市役所別館 2階	電話 093-246-5110 FAX 093-244-1342	月～金	8:30～12:00 13:00～16:30
19	小郡市消費生活相談室	小郡市小郡283番地13	電話 0942-27-5188 FAX 0942-72-5050	月～金	9:00～12:00 13:00～16:00
20	筑紫野市消費生活センター	筑紫野市石崎1丁目1番1号 筑紫野市役所 2階	電話 092-923-1741 FAX 092-921-8666	月～金	9:00～11:45 13:00～16:30
21	春日市消費生活センター	春日市光町1丁目73番地	電話 092-584-1155 FAX 092-584-1181	月～金	10:00～12:15 13:00～16:00
22	大野城市消費生活センター	大野城市曙町2-2-1 大野城市役所新館 4階	電話 092-580-1968 FAX 092-502-7045	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30

	名称	所在場所	電話(相談用)・FAX	相談日	受付時間
23	宗像市消費生活センター	宗像市土穴3丁目1番45号	電話 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469	月～金	8:30～17:00
24	太宰府市消費生活センター	太宰府市観世音寺一丁目1番1号 太宰府市役所 2階 消費生活相談室	電話 092-921-2121 (内線)348 FAX 092-921-1601	月～金	9:30～12:00 13:00～16:00
25	古賀市消費生活センター	古賀市新原1051-6	電話 092-410-4084 FAX 092-410-4084	月・水・金・土	10:00～12:15 13:00～15:30
26	福津市消費生活相談窓口	福津市中央1-1-1 福津市役所本館2階	電話 0940-43-8106 FAX	月・水・金	9:00～12:00 13:00～16:00
27	朝倉市消費生活センター	朝倉市宮野2046-1 朝倉市役所 朝倉支所1階	電話 0946-52-1128 FAX 0946-52-1193	月～金	10:00～16:00
28	糸島市消費生活センター	糸島市前原西1丁目1番1号 糸島市役所 第二庁舎1階	電話 092-332-2098 FAX 092-324-2531	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
29	那珂川市消費生活相談窓口	那珂川市大字安徳702-1	電話 092-953-0733 FAX 092-953-4563	月・水・金	9:30～12:00 13:00～16:00
30	かすや中南部広域消費生活センター※6 (志免・篠栗・宇美・須恵・粕屋)	糟屋郡志免町志免中央1丁目10番10号	電話 092-936-1594 FAX 092-936-1610	月～金	10:00～15:30
31	新宮町消費生活相談室	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 2階	電話 092-410-2182 FAX	火・金	10:00～13:00 14:00～16:00
32	久山町消費生活相談室	糟屋郡久山町大字久原3632番地	電話 092-976-1111 (内線)317 FAX 092-976-2463	第2・4水曜	10:00～12:15 13:00～15:30
33	芦屋町消費生活相談窓口	遠賀郡芦屋町幸町2番20号	電話 093-223-3543 FAX 093-223-3927	月～金	9:00～12:00 13:00～17:00
34	水巻町消費生活センター	遠賀郡水巻町頃末1-1-1 水巻町役場 2階	電話 093-201-4321 FAX 093-201-4423	月～金	9:30～12:00 13:00～16:30
35	岡垣町消費生活相談窓口	遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣町役場 2階地域づくり課	電話 093-282-1211 FAX 093-282-1310	月～金	8:30～12:00 13:00～17:15
36	遠賀町消費生活相談窓口	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目6番5号	電話 093-293-7783 FAX 093-293-8234	月～金	9:00～12:00 13:00～16:30
37	筑前町消費生活センター	朝倉郡筑前町篠隈373 コスモスプラザ館内	電話 0946-42-6619 FAX 0946-42-3124	火～金	9:00～12:00 13:00～16:00
38	東峰村消費生活相談窓口	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	電話 0946-23-8284 FAX 0946-28-7723	第1・3金曜	10:00～12:00 13:00～16:00
39	田川郡消費者センター※7 (福智、香春、添田、糸田、川崎、大任、赤)	田川郡福智町赤池970-1 コスモス保健センター内	電話 0947-28-9300 FAX 0947-28-9302	火・木	9:00～12:00 13:00～16:00
40	苅田町消費生活相談窓口	京都郡苅田町富久町1丁目19番地1	電話 093-434-3352 FAX 093-436-3014	月・水・金	9:00～12:00 13:00～17:00
41	吉富・上毛消費生活相談窓口※8 (吉富、上毛)	築上郡吉富町大字広津351番地2	電話 0979-33-7051 FAX	火・金	9:00～12:00 13:00～16:00

※1 久留米市消費生活センターは、久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町及び広川町の住民からの相談に対応している。

※2 直鞆広域消費生活センターは、直方市、宮若市、小竹町及び鞍手町の住民からの相談に対応している。

※3 飯塚市消費生活センターは、飯塚市、嘉麻市及び桂川町の住民からの相談に対応している。

※4 柳川・みやま消費生活センターは、柳川市及びみやま市の住民からの相談に対応している。

※5 行橋市広域消費生活センターは、行橋市、みやこ町及び築上町の住民からの相談に対応している。

※6 かすや中南部広域消費生活センターは、志免町、篠栗町、宇美町、須恵町及び粕屋町の住民からの相談に対応している。

※7 田川郡消費者センターは、福智町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町及び赤村の住民からの相談に対応している。

※8 吉富・上毛消費生活相談窓口は、吉富町及び上毛町の住民からの相談に対応している。

なお、相談者の居住地に応じて相談用電話番号が異なる。(吉富町:0979-33-7051 上毛町:0979-33-7052)

令和4年度 消費者行政の概要
令和4年7月発行

発行 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課
消費者安全係
住所 〒812-8577
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3193

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課（消費者安全係）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
（電話番号）092-643-3193
（FAX）092-643-3169

福岡県消費生活センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎1階

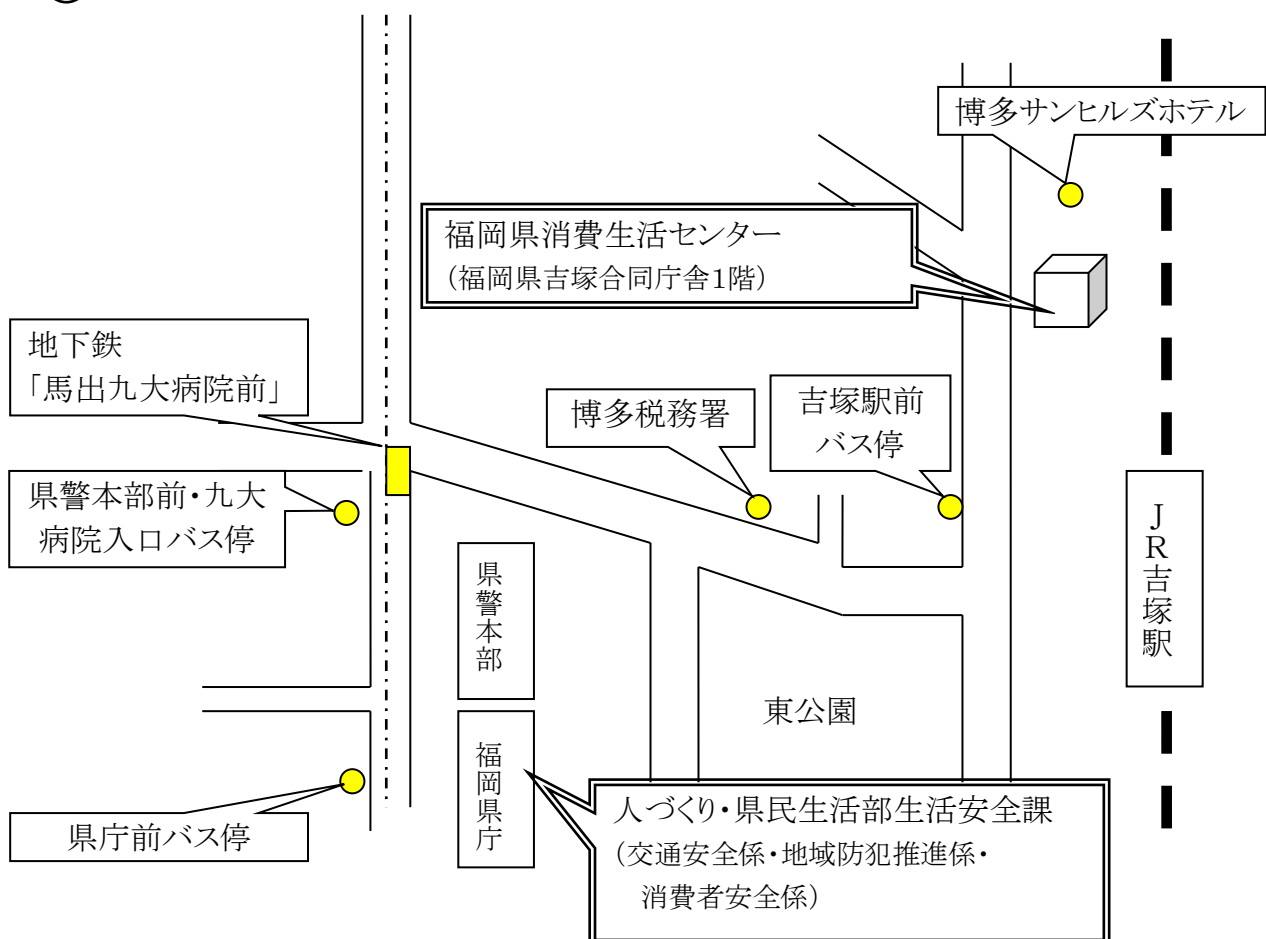
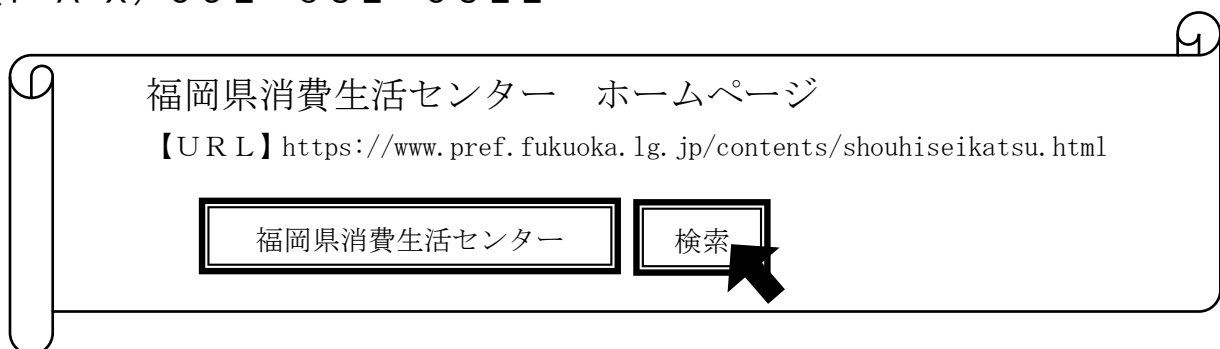
電話番号（相談専用）092-632-0999

受付時間 月～金 9:00～16:30

日曜日 10:00～16:00（日曜日は電話相談のみ対応します。）

（事務室）092-632-1600

（FAX）092-632-0322



福岡県行政資料

分類記号 J C	所属コード 5 2 0 0 5 1 3
登録年度 令和 4 年度	登録番号 0 0 0 1